

公益社団法人千葉県医師会母体保護法指定医師指定規程

(目的)

第1条 この規定は、公益社団法人千葉県医師会会長(以下「会長」という)が母体保護法第14条の規程により母体保護法指定医師(以下「指定医師」という)を指定することを目的とする。

(指定医師の条件)

第2条 指定を受けようとする医師(以下「申請者」という)は、次の各号に定める条件を満たし法令等、遵守事項を励行できる者でなければならない。

(1)人 格 指定医師としての品位を保ち、責任を負い、義務を履行し得る者であること。

(2)技 能

①医師免許取得後5年以上経過しており産婦人科の研修を3年以上受けたもの又は産婦人科専門医の資格を有するもの。

②研修期間中に、20例以上の人工妊娠中絶手術又は流産手術の实地指導を受けたもの。

ただし、その内10例以上の人工妊娠中絶手術を含むこととする。なお、指定医師の指定を受けるために研修を受けている医師については、所属する主たる勤務施設に関わらず指定医師研修機関又は指定医師研修機関の連携施設(以下、「指定医師研修連携施設」という)で指導医の直接指導の下においてのみ人工妊娠中絶手術ができる。

③都道府県医師会の定める指定医師 の為の講習会(以下「母体保護法指定医師研修会」という)を申請時まで(1年以内)受講している者。なお、審査会までに研修会の予定がない場合は直近の研修会の受講を指定条件とする。

(3)設 備

① 人工妊娠中絶手術を行い得る設備及び救急に対応できる体制を備えた収容設備(以下「診療施設」という)があること。

② 無床診療所は救急対応の状況を勘案して連携施設を決め、申請者は受け入れ施設の承諾書及び誓約書(様式8)を会長に届け出ること。

③ 中期中絶を行う場合は必ず入院設備及び分娩を行いうる体制を有すること。

(4)その他 ① 日本産婦人科医会会員であることが望ましい。

(指定の除外)

第3条 申請者が次の各号の一に該当する時は、この規程による指定はしないものとする。

(1) 複数の診療施設の指定を兼ねること

(2) 夜間のみを診療時間とする医師

(指定申請)

第4条 新たな指定医師の申請者は、次の各号に定める事項を整備し、第10条の規定による審

査手数料を添えて、所属地区医師会を経由して又は直接、本会に申請するものとする。

- (1) 母体保護法指定医師指定申請書(様式1)
- (2) 履歴書(様式2)
- (3) 医師免許証の写し
- (4) 日本産科婦人科学会専門医認定証の写しまたは技能に関する主任指導医(第11条2号)の証明書(様式3)
- (5) 研修症例実施報告書(様式13)
- (6) 診療施設の平面見取図及び手術用設備仕様、救急に対応できる医療器具の目録
- (7) 申請者は審査委員会に出席し、面接審査を受けなければならない。

審査日に出席出来ない場合は審査委員1名以上との面接を要す。但し、所属地区医師会会長の意見書をもって面接審査にかえる事が出来る。

(指定の更新)

第5条 指定医師の指定期間は、始期を11月1日(以下「更新日」という)とし終期を翌々年の10月31日までの2年間とする。

2 前項による期間が満了する指定医師で更新を希望する者は更新申請書(様式4)及び誓約書(様式7)を更新の一ヵ月前に所属地区医師会を経由して本会に申請しなければならない。

3 第1項による期間中に新たに申請した者で、期間満了の期日までに2年に満たないものについても、期間が満了したものとみなす。

4 指定医師の更新には第17条の条件が満たされていなければならない。

(更新の審査)

第6条 更新の審査内容は、第2条の要件及び第17条の誓約事項等を基にして審査する。

2 要件及び誓約事項に反すると認められるときはその善処を指導し、従わないときは更新をしないことがある。

(指定医師の異動等)

第7条 本指定医師の資格は、申請施設における医療行為に関するものであり、施設調査済の医療機関に変更する場合は、別記申請書(様式5)を提出して、本会に申請し再指定を受けなければならない。再指定の場合は、新規医療機関の所属地区医師会を経由して又は直接、本会に申請書(様式5)を提出する。

2 (案)申請期間は、施設の異動後、1年以内とする。1年を経過した場合は、審査会で審議することとする。

(診療施設の新築及び改築)

第8条 指定医師が、診療施設を新築したとき、または改築したときは、(様式1)により新たに申請し指定を受けなければならない。

(県外指定医師の県内転入)

第9条 県外の指定医師が本県に転入して新たに人工妊娠中絶手術等の業務を開始する時は本会の指定を受けなければならない。

2 申請の手続きは第4条の規定による。

千葉県外の指定医師証の写しをもって技能に関する主任指導医の証明書とみなすことができる。また、研修症例実施報告書(様式13)の提出は省略することができる。

(審査手数料)

第10条 第4条、第5条、第7条及び第8条の規程による審査手数料は、理事会の議を経て会長が定める。

(研修機関及び連携施設)

第11条 指定医師の指定を受けるために必要な技術を修得させる指定医師研修機関は、下記の各条件を充たす医療施設とする。

(1) 医育機関の付属施設、又は年間の開腹手術50例以上(腹腔鏡手術を含める)、かつ分娩数120例以上を取り扱う施設で、2名以上の母体保護法指定医師の資格者を有し、かつ緊急手術に対応できる機関とする。

(2) 母体保護法指定医師で、研修医を教育することができる人格及び技能を備えた主任指導医が存在すること。主任指導医は原則として、産婦人科専門医の資格を有するものであること。

(3) 医療機関が単独では指定医師研修機関の要件を満たさない場合でも、医育機関及び要件をみたす指定医師研修機関と連携することにより実地指導を行うことが出来る医療機関を指定医師研修連携施設として都道府県医師会に登録することができる。

(4) 研修機関の指定を求める場合は申請書(様式9)を提出し、認可を受けるものとする。指定研修機関の指定期間は始期を11月1日(以下「更新日」という)とし終期を翌々年の10月31日までの2年間とする。

(5) 指定医師研修連携施設の登録を求める場合は申請書(様式11)を提出し、認可を受けるものとする。指定医師研修連携施設の登録期間は始期を11月1日(以下「更新日」という)とし終期を翌々年の10月31日までの2年間とする。

(6) 研修機関の更新は申請書(様式10)をもって申請し、審査するものとする。

(7) 連携施設の更新は申請書(様式12)をもって申請し、審査するものとする。

(審査委員会)

第12条 会長は、この規程による申請事項を審査するため、審査委員会を置く。

2 審査委員会の委員は若干名とし、会長が会員の中から委嘱する。

3 審査委員会は会長の要請により、審査委員長が招集する。

4 審査事項の議決の方法は無記名投票によることを原則とし、審査委員長はその適否についての意見を添えて会長に答申するものとする。

5 審査委員会の運用に関しての必要な事項は本会委員会規程を準用する。

(適否の決定)

第13条 会長は、前条4項の規程により審査委員長から答申があったときは、理事会に諮り適否を決定し、所属地区医師会を経由して又は直接、申請者に通知するものとする。

(指定の失効)

第14条 指定医師が次の各号の一に該当するときは、指定医師の指定は直ちに効力を失う。

- (1) 指定された診療施設から転勤または退職したとき
- (2) 指定された診療施設の設備に関して、指定時の要件を欠くこととなったとき
- (3) 指定医師が止むを得ない事由により、診療行為ができなくなったとき

(指定の失効後の再認定)

第15条、指定の失効後の再認定については、新規取得時の規定が適応できる。

(指定の取消)

第16条 会長は、指定医師が指定申請に当たり必要記載事項に虚偽の記載をしたとき、または医師として倫理に欠けるような行為及び医師としての義務を履行せず指定医師として不適格と認めたときは、審査委員会および理事会に諮り指定医師の指定を取消することができる。

(指定医師の誓約)

第17条 指定医師として指定された者は、速やかに次の各号に掲げる事項を遵守する旨の誓約書(様式7)を会長に提出しなければならない。

- (1) 人工妊娠中絶手術の適応の厳守
- (2) 人工妊娠中絶手術及び不妊手術について法令等に定める届出事項の厳守、更新までに必要な届出を履行すること。
- (3) 診療内容は産婦人科医療を主体とすること。
- (4) 医師会及び産婦人科専門団体の行う研修を受講すること
- (5) 千葉県産科婦人科医学会の実施する母体保護法指定医師研修会に参加すること(2年間で1回以上参加していること)
- (6) 更新申請には、日本産婦人科医会研修シール6枚と千葉県産科婦人科医学会の実施する母体保護法指定医師研修会受講証明書1枚を提出すること。
※他都道府県の指定医研修会受講証明書も認める。
- (7) 人工妊娠中絶手術の実施は、指定医師として指定を受けた施設内のみとすること
- (8) 必要に応じて術後の受胎調節の指導を実施すること。
- (9) 更新申請ごとに無床診療所は救急対応の出来る連携施設を決め、受け入れ施設の承諾書及び誓約書(様式8)を提出すること。

(指定書、標識及び登録)

第18条 会長は、指定書及び標識を交付すると共に医師会に登録する。

- 2 第5条(更新)及び第7条(異動等)規程により申請者には指定書を交付する。
- 3 第14条による失効者または第16条により取り消された者、若しくは指定医師を辞退した者は

速やかに、所属地区医師会を経由して又は直接、指定書及び標識を本会に返還しなければならない。

(不服審査)

第19条 申請者は申請事項の決定に関して不服がある時は、文書をもって会長に再審の申立てができるものとする。

2 会長は前項による申立てがあつた時は、速やかに再審査委員会を開き、申立て事項について審査しなければならない。

(再審査委員会)

第20条 会長は、前項の不服申立てを審査するための再審査委員会を置く。

2 再審査委員会の委員は5名とし、会長がその都度委嘱する。

3 第12条規程による審査委員及び本会の理事は、その委員会の委員には委嘱できない。

4 再審査委員会の運用に関して、必要な事項は本会委員会規程を準用する。

(再審査委員会の議事)

第21条 再審査委員会は会長の諮問に応じ、第18条1項の規程による申立て事項を審査する。

2 再審査委員会は審査にあたり、必要がある時は不服申立人及び関係者に必要な資料を提出させ、または再審査委員会に出席して説明することを求めることができる。

(答申)

第22条 再審査委員会の議決は、次の各号の何れかの一とし、会長に答申するものとする。

(1) 指定

(2) 申立却下

(3) 審査委員会差戻し

(会長の義務)

第23条 会長は、再審査委員会の答申について尊重し決定するものとする。

(規程の変更)

第24条 この規程は、理事会の議を経なければ変更することはできない。

(補足)

第25条 この規程の施行に関して必要な事項は、会長が定める。

附 則 平成26年4月1日より施行する。
平成26年4月3日一部改正、同日施行
平成30年7月12日一部改正、同日施行